



nakuru

空き家相談
受付中

あなたの
空き家を
もう一度

Let's make a home
that fosters happiness
once again.



移住の受け皿づくりはじめました

野迫川村では移住したい方のために村内の空き家を募集しています。

想い出が残る家、住んだことはないけれど受け継いだ家、所有者様のご事情を伺いながら、新しく野迫川村で幸せに暮らしたいと思う人のために、一緒に空き家のこれからを考えてみませんか？

家は人が住まなくなると急速に傷んでいき、気がついたら住めなくなってしまします。いま使われていない空き家があれば、もう一度「空き家を活かすこと」をご検討ください。

「nokuru-ノクル」では、移住を希望する方に向けて村内にある空き家の情報を掲載していますので、ぜひこちらも参考にしていただけすると幸いです。

野迫川村移住ポータルサイト

空き家情報バンク『ノクル』



野迫川村移住ポータルサイト

空き家情報バンク 「nokuru」



空き家バンクのご利用について

1

相談、空き家登録



まずは空き家の状態や今後のご希望についてご相談ください。
可能であればご所有者の方と現地での確認をお願いしております。
利活用に向けた課題を整理して、空き家バンク登録の手続きを行います。

2

情報掲載、マッチング



ご登録完了後、空き家の間取り、写真は担当にて撮影、作成をします。
インターネット上で物件情報を掲載します。内覧の日程調整・ご案内は担当にて行い、利用を希望される方とのマッチングまで行います。

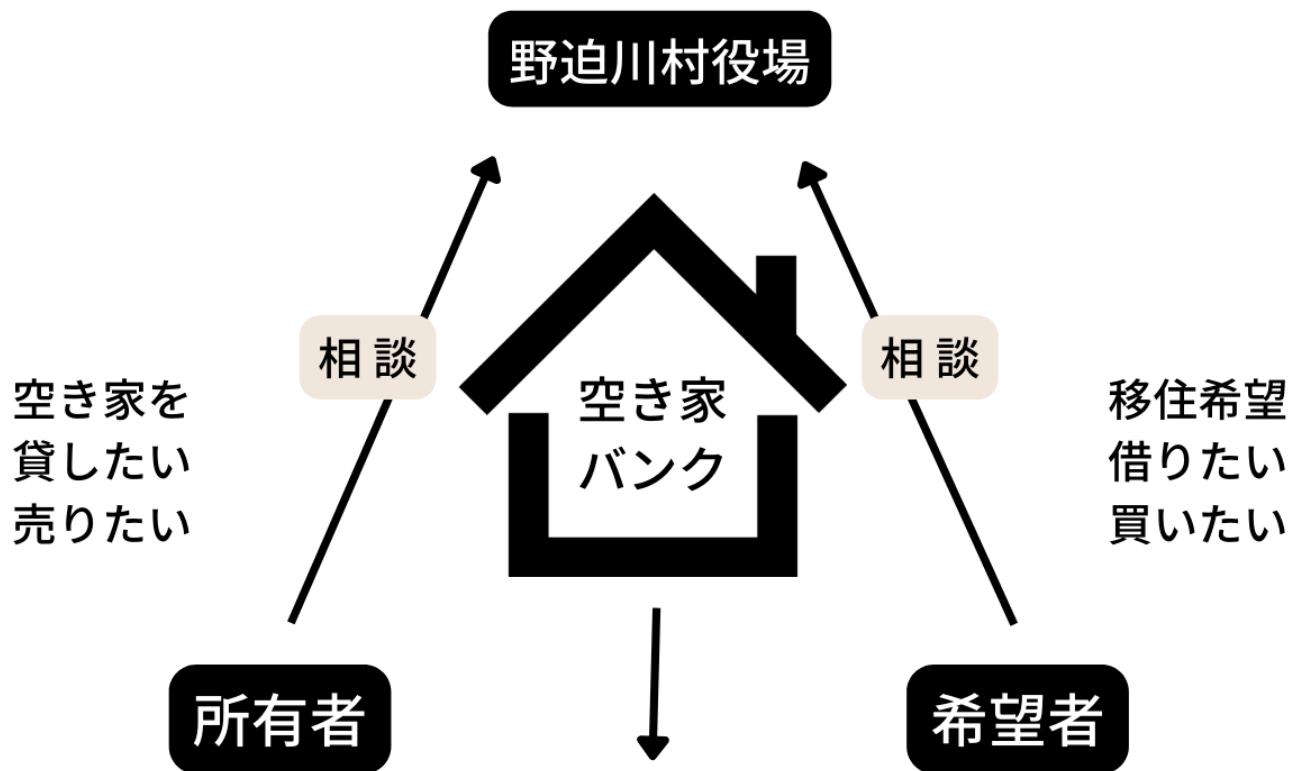
3

お手続とその後



マッチング後は、所有者さまと希望者さまの個人間で交渉、お手続をお願いいたします。
賃貸、売買を問わず仲介業務は行っておりませんのであらかじめご了承くださいませ。

野迫川村 空き家バンクの仕組み



1 物件登録

空き家バンク物件登録の申し込みをしていただきます。

2 現地調査

現地を確認し登録の可否を調査します。

3 情報掲載

物件情報を掲載し、マッチングを行います。

1 利用登録

空き家バンク利用者登録の申し込みをしていただきます。

2 物件見学

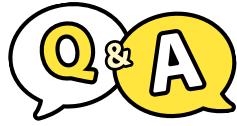
掲載物件からご希望の物件をご案内します。

3 物件申込

所有者とマッチング後、交渉及び手続きができます。

状況に応じて、活用できる補助金などをご案内いたします。

空き家に まつわる



1

野迫川村に住民登録がなくても空き家バンクの登録はできますか？

野迫川村に空き家を所有している方なら、お住まいが村内外・住民登録に関係なく登録が可能です。

2

空き家バンクに登録するには、費用などかかりますか？

空き家バンク登録には費用はかかりません。

3

古い住宅ですが、空き家バンクに登録できますか？

古い住宅でもご登録は可能です。村で現状を調査させていただき、調整の上、登録可能か判断します。なお、老朽が著しく危険であるなど利用が困難な場合には、登録をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

4

名義が亡くなった親のままになっていて…

売却や解体をお考えの場合は、相続人の同意が必要になる場合があります。

5

空き家バンクへ登録後、建物や敷地の管理はどうなりますか？

草刈りや清掃などの管理、メンテナンスは利用者が決まるまで所有者様の責任で行う必要があります。

6

建物を貸した場合、無断で改築されたりペットを飼育されたりしませんか？

ご登録時にご希望の条件等がありましたら、申込書等にその旨をご記入いただき、その内容を登録します。

7

利用を希望する人と直接取り引きしても大丈夫ですか？

直接取引は可能ですが、不動産に詳しくない当事者間での取引はトラブルになってしまうケースもございますので、専門家を入れて契約書を締結することをお勧めします。

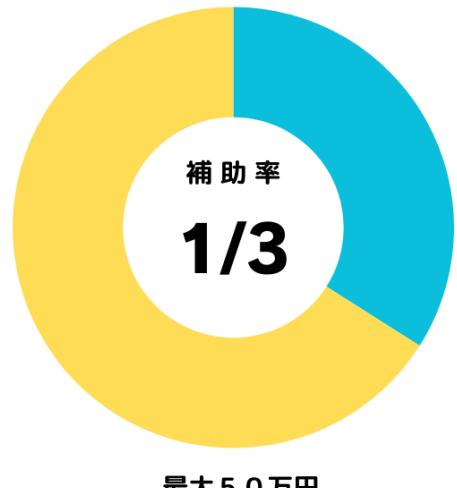
空き家にまつわる村の支援制度

空き家改修補助金



空き家の改修工事にかかる費用合計額の2分の1に相当する額（上限100万円）が補助金として交付されます。

老朽危険家屋解体補助金



老朽危険空き家の解体工事にかかる費用合計の3分の1に相当する額（上限50万円）が補助金として交付されます。

補助対象物件

- 野迫川村空き家バンクに登録されている物件であること。
- 水回りまたはその他の設備の修繕、改修が必要な物件であること。
- 申請年度内に改修工事と補助金の交付まで完了できる物件であること。
- 対象となる空き家1件につき、野迫川村空き家バンクの空き家登録者または利用者のいずれか1名となります。
- ・

補助対象物件

- 土地及び建物についてその所有関係が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないこと。
- 土地及び建物に係る一切の権利及び権限について、その疑義が解決済みであること。
- 併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されていること。
- 老朽危険空き家及び同一敷地内に位置する工作物の解体工事であること。
- 業者が施工する解体工事であること。



あなたの空き家を
もう一度



野迫川村役場 産業課
〒648-0392 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地
TEL: 0747-37-2101